



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

437	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	1
438	個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託	(").....	1
439	令和3年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課).....	2
440	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
441	〃	(").....	4
442	保安林の指定	(").....	4
443	基本測量の終了	(技術調査課).....	4
444	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
* 445	和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年和歌山県告示第439号)の一部改正	(会計課).....	5
* 446	和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続	(").....	5
* 447	和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続細則	(").....	9
* 448	和歌山県における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法	(").....	12
449	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	12
○ 労働委員会告示			
1	あっせん員候補者名簿の公示	 13
○ 公告			
	入札公告	(総務事務集中課).....	14

告 示

和歌山県告示第437号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 特約業者の氏名又は名称
山栄樹脂株式会社
- 主たる事務所又は事業所の所在地
有田市宮崎町2342-331
- 特約業者の指定取消しの年月日
令和3年4月7日

和歌山県告示第438号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第6条第2項の規定に基づき、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金

の収納の事務を、令和3年3月1日から次の者に委託した。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

和歌山県告示第439号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和3年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
6月20日	日	正午	御坊市民文化会館	御坊市藪258番地の2
7月25日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月25日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月25日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月22日	日	正午	打田生涯学習センター	紀の川市西大井363番地

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けて

いる者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡等の視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

- (1) 6月20日（日）に実施する試験については、5月10日（月）から同月28日（金）まで
- (2) 7月25日（日）に実施する試験については、6月14日（月）から7月2日（金）まで
- (3) 8月22日（日）に実施する試験については、7月12日（月）から同月30日（金）まで

9 その他

- (1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。
- (2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止のため、狩猟免許試験を中止し、又は日時、場所及び講習方法を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第440号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木535の4（次の図に示す部分に限る。）、535の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第441号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町西谷字庵尾坪598の1・598の4・598の5・598の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 伊都郡高野町大字大滝字宮垣内18の1、18の3、37の2、50

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊都郡高野町大字大滝字宮垣内18の1・18の3・37の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）

2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで

3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第444号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3531	海南市重根西二丁目11番8の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	令和 3.3.30	6.00	69.57

和歌山県告示第445号

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年和歌山県告示第439号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置） 第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（令和3年和歌山県告示第446号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、和歌山県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>（設置） 第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成31年和歌山県告示第96号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、和歌山県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

附 則

この告示は、令和3年4月20日から施行する。

和歌山県告示第446号

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。

平成31年和歌山県告示第96号（和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続）は、令和3年4月19日限り廃止する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続

1 和歌山県政府調達苦情検討委員会

(1) 和歌山県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。

(2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することはできない。

2 苦情の申立て

(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

(2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨を申し出た場合にあっては、当該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

(1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。

(2) 本処理手続において、作業日とは、和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）でない日をいう。

(3) 本処理手続において、期間の初日は算入しない。

(4) 本処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

4 参加者

(1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ全ての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。

(2) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

(3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5（6）に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であって通知を行った者（以下「参加者」という。）は、本処理手続の適用を受ける。

(4) （3）の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

5 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

(2) 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

(3) 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

ア 遅れて申立てが行われた場合

イ 協定等と無関係な場合

ウ 軽微又は無意味な場合

エ 供給者からの申立てでない場合

オ その他委員会による検討が適当でない場合

(4) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。

(5) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。

(6) 委員会は、苦情が正式に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。

(7) 契約締結又は契約執行の停止

ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。

イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。

ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。

エ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。

オ エの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。

カ オの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

(8) 検討

ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。

イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

ウ 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。

オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べるることができる。

カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。

ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

- ケ 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。
- サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。
- シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴を適当でないと判断する場合は、この限りでない。
- ス 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
- セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
- ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。

(9) (1) による苦情申立てはいつでも取り下げることができる。

(10) 関係調達機関の報告書

ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。

(ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書

(イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項の全てに答えている説明文

(ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産及びその他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、次のアからオまでのうちの二又は三以上を含む適切なる正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たに調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

- (3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。
- (4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- (5) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。
- (6) 関係調達機関は、原則として、当該調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (7) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。
- (8) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

7 迅速処理

- (1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
- (2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。
- (3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5（10）に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては25日以内）に、検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

10 適用

- (1) 協定等に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額によるものとする。
- (2) 本処理手続は、令和3年4月20日以降に申し立てられた苦情について適用し、同日前に申し立てられた苦情については、なお従前の例による。

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続細則を次のように定める。

平成31年和歌山県告示第97号（和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続細則）は、令和3年4月19日限り廃止する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続細則

1 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続（令和3年和歌山県告示第446号。以下「手続」という。）2(1)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で次に掲げるものを含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

（ア）一般競争入札に参加した者

（イ）指名競争入札に参加した者

（ウ）随意契約手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

（ア）調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

（イ）調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

（ウ）入札参加資格手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続2(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも、書面による通知をもって打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続2(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2 期間

県の休日の定義

県の休日とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する日をいう。

3 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続4(3)に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

ア 手続4(4)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続4(4)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

4 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続5(1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、当該郵便物の通信日付印により表示された日（表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、当該郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2) 10作業日の緩やかな解釈

手続5(3)に基づく苦情申立ての却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10作業日」を超えた場合も却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は和歌山県政府調達苦情検討委員会が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5(6)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成11年6月1日和歌山県政府調達苦情検討委員会委員長決定）により行う。

(5) 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。）とする。

(6) 調達機関の長

調達機関の長は、知事とする。

ただし、財務規則等に基づき、知事よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当者を調達機関の長とみなす。

(7) 代理人についての承認の申請の方法等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(8)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(8)クの書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方法

手続5(8)コの承認を求める場合には、補佐人の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(8)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続5(9)の規定による取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(9)の規定による取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもってその旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(10)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(10)ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

手続6（1）及び（2）の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

手続8の規定に基づく公表は、「和歌山県における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法」（令和3年和歌山県告示第448号）により行う。

附 則

この処理手続細則は、令和3年4月20日から施行する。

和歌山県告示第448号

和歌山県における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法を次のように定める。

平成31年和歌山県告示第98号（和歌山県における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法）は、令和3年4月19日限り廃止する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法

和歌山県における政府調達に関する苦情の処理手続（令和3年和歌山県告示第446号）8の規定についての具体的な方法

1 公表時期

知事は四半期毎に苦情の受付の状況及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2 公表事項

(1) 和歌山県政府調達苦情検討委員会へ申立てが行われた苦情は、本告示に従い、公表する。

(2) 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

ア 苦情番号

イ 苦情申立日

ウ 苦情申立人（匿名も可）

エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名

オ 苦情の概要

カ 苦情処理状況の概要

キ その他必要な事項

3 適用

本公表方法は、令和3年4月20日以降に申し立てられた苦情について適用し、同日前に申し立てられた苦情については、なお従前の例による。

和歌山県告示第449号

令和3年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称

令和3年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立和歌山北高等学校

和歌山市市小路388番地

3 落札者を決定した日

令和3年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

和歌山バス株式会社

和歌山市和歌浦西一丁目8番1号

5 落札金額

35,972,640円（うち消費税及び地方消費税の額3,270,240円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年1月29日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

令和3年4月16日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（令和3年4月7日現在）

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～43期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～43期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
よしざわなみ 吉澤尚美	弁護士	40期～43期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小鷲典明	関西外国語大学教授	41期～43期公益委員	H28. 4. 6
すずきとしひこ 鈴木敏彦	（元）和歌山県福祉保健部長	42期～43期公益委員	H30. 6. 6
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～43期労働者委員	H20. 3. 19
いけだゆうすけ 池田祐輔	連合和歌山会長	40期～43期労働者委員	H27. 4. 1
うすきゆたか 臼杵豊	和歌山県電力総連会長	42期～43期労働者委員	H30. 4. 18
こうざいまこと 香西真	UAゼンセン和歌山県支部支部長	43期労働者委員	R2. 4. 7
おかもとゆみ 岡本由美	情報労連和歌山県協議会幹事	43期労働者委員	R2. 4. 7
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～43期使用者委員	H14. 2. 27

こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～43期使用者委員	H16. 3. 17
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～43期使用者委員	H25. 2. 6
いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	43期使用者委員	R2. 4. 7
おおまつけんじ 大松憲司	労働委員会事務局長		R3. 4. 7
うえだひでゆき 上田英之	労働委員会事務局次長（審査調整課長事務取扱）		R3. 4. 7
みやいあき 宮井智晶	労働委員会事務局審査調整課副課長		H31. 4. 3
にしおかかえ 西岡香恵	労働委員会事務局審査調整課主任		H30. 4. 18

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和3年度 調達案件番号20210059979号

(2) 調達案件名

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品

(3) 調達物品の名称及び数量

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛ウォールスルー空調ユニット等更新備品 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和4年3月18日（金）

(6) 納入場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平2丁目1-2）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「家庭用電気機器」、「産業用機械器具」、「産業用電気機械」又は「建設用機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和3年4月16日（金）から同年5月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和3年5月14日（金）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月13日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和3年5月13日（木）午前9時から同月14日（金）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Floor Mounted Wall Through Air Conditioner : 1 set

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 14 May 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m.
13 May 2021)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288